

福島都市計画（福島町） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（非線引き都市計画区域）

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、福島都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

福島都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	福 島 町	行政区域の一部	約 499 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道南連携地域渡島地域の南部に位置しており、前浜は、奇岩が連なる海岸線から道南の秘境と呼ばれ、「松前矢越道立自然公園」に指定されている。市街地は福島川流域の平坦地に形成されている。

昭和 30 年代に着工した青函トンネル工事では、福島町に北海道側の工事基地が設置され、完成の昭和 60 年まで長期にわたり「トンネルのまち」として発展してきた。

また、「千代の山」、「千代の富士」という二人の横綱の出生地であり、「横綱街道」や「横綱橋」の整備等、相撲を素材とした観光施設の整備等を進められてきた。

今後は、人口の減少や高齢化の進行、これらに伴うまちの活力の低下等社会情勢等の変化に的確に対応するとともに、まちの基幹産業である漁業の活性化と後継者の育成を進めることが求められている。

福島町では、これまで培われた伝統と生産基盤を生かすとともに、豊かな自然環境を保全し、魅力あるまちづくりを図ることとし、「歴史と魅力あふれる 機能的なまち 福島」を都市の将来像としている。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易でないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については

現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街地の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めのないものとする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、3・4・1 函館・松前線（国道 228 号）と 3・4・3 号館古・月崎線（一般道道岩部渡島福島停車場線）の交差部を中心とし、豊かな自然環境を保全し、魅力あるまちづくりを目指し、計画的に整備が進められてきた。

しかしながら、近年は出生数の減少による人口減少、少子高齢化が進行し、中心市街地における活気の衰え等が課題となっている。

このため、本区域ではまちをとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、専用住宅地及び一般住宅地で構成する。
- ・専用住宅地は、市街地の東側に配置し、公営住宅を中心として良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・一般住宅地は、中心商業業務地及び一般工業地の周囲に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しながら良好な住環境の形成及び保全を図る。

② 商業業務地

中心商業業務地を、3・4・1 号函館・松前線（国道 228 号）と 3・4・3 号館古・月崎線（一般道道岩部渡島福島停車場線）の交差部の一帯に配置し、商業・娯楽・業務施設等が集積する広域的な商業拠点の形成を図る。

③ 工業・流通業務地

一般工業地を、福島漁港周辺及び福島川左岸周辺に配置し、福島漁港周辺では、漁港としての機能の維持、増進を図る工業地形成を図る。

また、福島川左岸周辺では、周辺住宅地の住環境に配慮した上で、軽工業施設等が集積する工業地の形成を図る。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 居住環境の改善又は維持に関する方針

老朽化の進んでいる公営住宅については、福島町住宅マスタープランに基づき、計画的な建替を進め、住環境の向上を図る。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 洪水、浸水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・ 土砂災害特別警戒区域に指定されている三岳地区、月崎地区、福島地区、日向地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・ 既存市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、避難等の誘導等、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

松前矢越道立自然公園をはじめとした自然環境を保全するとともに、町民の自然保護への意識啓蒙の推進に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道南連携地域渡島地域の南部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図ってきた。

整備された交通施設は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に活用するとともに、適切な維持管理と保全に努める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、既存の交通施設の有効利用及び情報技術等を活用した交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・ 都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワーク並びにアクセス道路を保全する。
- ・ 多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網を保全する。
- ・ 歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・ 公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の保全に努める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、幹線街路網密度は、おおむね 6.13 km/km²として都市計画道路の保全を図る。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	6.08km/km ²	6.13 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・地域高規格道路松前半島道路（計画路線）が計画されていることから、関連道路網の検討を行う。
- ・3・4・1号函館・松前線（国道228号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・3号館古・月崎線（一般道道岩部渡島福島停車場線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

（2）下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

本区域の生活排水処理については、福島町生活排水処理基本計画に基づくこととし、下水道を配置しない。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

b 整備水準の目標

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

福島川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や治水対策等に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。
福島川及び緑川の河川改修の促進を図る。

（3）その他の都市施設

- ・火葬場については、施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替え整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。
- ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

（1）基本方針

本区域は、津軽海峡に面した市街地を貫流する福島川の河川空間と、市街地を取り囲むように東部から北部及び西部にかけて展開する良好な自然環境を有する山林地帯を骨格として、半環状型の緑地が形成されている。

本区域の都市環境の現状を踏まえたうえで、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、新緑公園、展望公園及び福島川河川緑地を配置する。

b レクリエーション系統

日常的なレクリエーション活動に対応する緑地として、新緑公園、展望公園及び福島川河川緑地を配置する。

c 防災系統

災害時における避難地及び防災拠点として、新緑公園を配置する。

d 景観構成系統

- ・市街地を一望できる丘陵地に緑地の保全と散策を目的とした展望公園を配置する。
- ・福島川の河川空間や幹線道路の道路空間等の緑を充実し、緑豊で潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、北海道の定めるみどりの基本方針や長期未着手公園の基本的な考え方等を参考に都市施設の配置及び見直しを検討する。